国 自 旅 第 2 6 8 号 平成25年10月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

## 自動車局旅客課長

平成26年4月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の 取扱いについて

今般「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において、予定どおり平成26年4月1日から消費税率(国・地方)を5%から8%へ引き上げることが確認されたところである。

これを踏まえ、平成25年10月29日付けで定められた国土交通省としての「公共交通事業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方」(別紙1)に基づき、当該消費税率(国・地方)の引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて別紙2のとおり定めたので、遺漏のないよう取り扱うとともに、管内事業者への周知・徹底を図られたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、社団法人公営交通事業協会会 長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申 し添える。

## 【添付書類一覧】

- 別紙1 公共交通事業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方(平成 25年10月29日 国土交通省)
- 別紙2 平成26年4月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて
- 別表① 増収率算定表
- 別表② 増収率調整表
- 別表③ 普通旅客運賃新旧対照表
- 様式1 運賃の上限変更認可申請書
- 様式2 運賃届出書
- 様式3 消費税率引上げに伴う運賃改定を行うことができない旨の届出書
- 別 添 関係団体への通知文

公共交通事業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方

平成25年10月29日 国 土 交 通 省

- 1. 平成26年4月1日から現行消費税が消費税と地方消費税を合わせて8%の税率となる。消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、これを 円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。
- 2. このため、公共交通事業における消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、平成25年8月1日の物価担当官会議申合せに基づき、原則下記により適切に対応することとする。

記

- (1)消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、 運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
- (2)消費税率引上げに併せて通常改定の申請が行われる場合には、個別案件 ごとに厳正に対処する。
- (3) 端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行 運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として108/105以内の 増収となるよう調整する。
- (4) I Cカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と 1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとって分かりやす いものとして、理解が得られるように周知を徹底する。
- (5) 改定申請手続については、その運用をできる限り簡素化するなど、 事業者の負担軽減を図る。

平成26年4月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の 取扱いについて

### I. 基本的な考え方

消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、乗合バスの運賃・料金においてもこれを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。

### Ⅱ. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定

平成26年4月1日からの消費税率(国・地方。以下同じ。)引上げに伴う乗合バス 運賃・料金の改定については、各乗合バス事業者が、現行の上限運賃・料金に消費税率 引上げ分を転嫁した新たな上限運賃・料金を申請し、認可を得ることにより行うことを 基本とし、以下のとおり取り扱うこととする。この際、消費税率引上げ分をより正確に 転嫁する観点から、普通運賃においてICカード利用を前提とする1円単位運賃(以下 「1円単位運賃」という。)の導入を認めることとする。

## 1. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定の手続き

# (1) 上限運賃・料金の改定

現行の上限運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな上限運賃・料金(以下「改定上限運賃・料金」という。)について変更認可の手続きを行うものとする。なお、1円単位運賃を導入する場合にあっては、当該上限運賃の認可に当たり、これまでの10円単位運賃と1円単位運賃の両者について上限運賃の変更認可の手続きを行うこととする。

(2) 軽微な運賃・料金(届出運賃・料金)の改定 現行の運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな運賃・料金について事前 届出の手続きを行うものとする。

#### 2. 消費税率引上げに伴う上限運賃・料金の変更認可

(1) 上限運賃・料金の変更認可の基準等

申請された改定上限運賃・料金については、当該改定上限運賃・料金に基づき算出された平成26年度運送収入見込額が、同輸送量の想定で現行上限運賃・料金を適用して算出した平成24年度運送収入実績額の換算値との比較による増収率で、108/105の範囲内である場合に、認可を行うこととする。

- (2) 上限運賃・料金の変更認可の申請及び認可の時期
  - ① 原則として、平成25年12月10日までに改定上限運賃・料金について変更認可申請を行うものとする(様式1参照)。
  - ② 上限運賃・料金の変更認可は、平成26年3月上旬を目途に行う予定である。

## 3. 改定上限運賃・料金の算出方法

各種運賃・料金ごとの改定上限運賃・料金の算出方法は次のとおりとする。

#### (1)普通運賃

普通運賃の制定形態に応じて、それぞれ、以下のいずれかの方法により改定上限 運賃を算出した上で、10円未満の端数を四捨五入により処理するものとする。

ただし、1円単位運賃については、1円未満の端数を四捨五入により処理することを基本としつつ、1円未満の端数を四捨五入により処理した結果、当該1円単位運賃が同一区間において併存する10円単位運賃を上回る場合に限り、10円未満の端数を切り下げにより処理し、10円単位運賃と同額とする調整を行うものとする。

なお、①イ. 又はエ. 及び②イ. を選択した場合には、次回の消費税率改定に伴う運賃改定の際に、算出される税抜き現行上限賃率又は税抜き現行上限運賃を基礎として新たな改定上限賃率又は改定上限運賃を算出できるものとする。

① 対キロ制・対キロ区間制

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四 捨五入により処理する。

- ア. 現行上限賃率に108/105を乗じて改定上限賃率を求め、これにより改 定上限運賃を算出する。
- イ. 現行上限賃率から消費税分を控除した税抜き現行上限賃率を算出し、当該税 抜き現行上限賃率に108/100を乗じて改定上限賃率を求め、これにより 改定上限運賃を算出する。
- ウ. 現行上限運賃に108/105を乗じて改定上限運賃を算出する。
- エ. 現行上限運賃から消費税分を控除した税抜き現行上限運賃を算出し、当該税 抜き現行上限運賃に108/100を乗じて改定上限運賃を算出する。
- ② 均一制、地帯制及び特殊区間制

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四 捨五入により処理する。

- ア. 現行上限運賃に108/105を乗じる。
- イ. 現行上限運賃から消費税分を控除した税抜き現行上限運賃を算出し、当該税 抜き現行上限運賃に108/100を乗じる。

#### (2)回数券

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨 五入により処理する。

- ① 上記(1)による改定後の上限普通運賃を基準運賃額とし、制度通達に基づく 回数券運賃の計算方により算出する。
- ② 現行上限運賃に108/105を乗じる。

# (3) 定期券

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨 五入により処理する。

- ① 上記(1)による改定後の上限普通運賃を基準運賃額とし、制度通達に基づく 定期券運賃の計算方により算出する。
- ② 現行上限運賃に108/105を乗じる。

#### (4) 料金

次のいずれかの方法により改定上限料金を算出した上、10円未満の端数を四捨 五入により処理する。

- ① 現行上限料金に108/105を乗じる。
- ② 現行上限料金から消費税分を控除した税抜きの現行上限料金を算出し、当該税 抜き現行上限料金に108/100を乗じる。
- (5) 消費税引上げ率に見合う増収率とするための調整
  - ① 上記(1)から(4)までの処理を行った結果による増収率が、消費税引上げ率を上回る又は下回ることが見込まれる場合は、普通運賃、回数券、定期券及び料金の改定率のバランスに配慮しつつ、事業全体として増収率が108/105の範囲内となるよう調整(以下「過不足調整」という。)を行う(※1)ものとする。
    - (※1) 実際には運賃ブロック単位ごとに増収率が108/105の範囲内となるよう調整を行う。
  - ② ①の過不足調整に当たっては、対キロ区間制等の普通運賃において、利用割合が相当程度を占める最低運賃等(※2)を端数処理の結果据え置くこととなることに伴い、事業全体として108/105の増収率の確保が困難となることが見込まれる場合にあっては、公平な転嫁の観点を踏まえて遠距離利用者に過大な負担が生じる事態を回避することを目的として、事業全体の増収率が108/105を上回っの範囲内となることを前提に、当該最低運賃等について108/105を上回って引き上げること(108/105を上回る引き上げ率による賃率とすることを含む。)ができるものとする。
    - (※2) 170円以下が該当するものとする。
  - ③ ①の増収率の確認及び過不足調整は、別表①増収率算定表及び別表②増収率調整表により行うものとする。

#### 4. 実施運賃・料金の設定変更届出

(1)認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で設定する実施運賃・料金の届出上記2. (1)により改定上限運賃・料金の変更認可を受けた場合には、当該認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で、新たな実施運賃・料金の設定変更届出を行うものとする(様式2参照)。ただし、当該届出により設定する新たな運賃・料金については、現行の設定運賃・料金からの引上げ率を消費税引上げ率の範囲内(※3)として算出するものとする。

(※3) 上記3. (5) の過不足調整に伴い108/105を上回る場合を除く。

## (2) 届出運賃・料金に係る設定変更

高速バス運賃及び協議運賃等の届出運賃・料金について、消費税率引き上げ分の 転嫁を行う場合は、原則として、次のいずれかの方法により算出(原則として10 円未満の端数は四捨五入により処理する。) した運賃・料金について届出を行うものとする。ただし、協議運賃・料金の改定については、当該協議運賃・料金の合意に係る地域公共交通会議等の決定に基づくものとし、必要に応じて所要の手続きを行うものとする。

- 現行届出運賃・料金に108/105を乗じる。
- ② 現行届出運賃・料金から消費税分を控除した税抜き届出運賃・料金を算出し、 当該税抜き届出運賃・料金に108/100を乗じる。

### 5. その他

- (1)消費税率引上げ分の転嫁による新たな運賃・料金の実施時期は、原則として平成 26年4月1日からとする。ただし、議会手続きを要する公営事業者の場合など、 平成26年4月1日から実施することができないやむを得ない事情がある場合は、 この限りではない。
- (2)消費税率引上げ分の転嫁に併せて、それ以外の事由による上限運賃・料金の変更 (以下「通常改定」という。)の認可申請を同時に行う場合には、消費税率引上げ 分と通常改定分とを明確に区分して申請を行うものとし、利用者に対してもその旨 を公表するものとする。

なお、この場合の新たな運賃・料金の実施時期は、事業者の事情に応じた時期と することを認めることとする。

- (3)消費税率引き上げ分の転嫁と通常改定を段階的に行う場合には、原則として、3 か月以上の期間を設けるものとする。
- (4) 1円単位運賃を導入する事業者にあっては、同一区間において、1円単位運賃と 10円単位運賃の2つの運賃が併存することから、利用者の理解が得られるよう、 また、混乱が生じないようあらかじめ十分な周知・説明を行うものとする。
- (5) 1円単位運賃の導入により、同一区間において2つの運賃が併存する場合にあっては、運行する区間に応じて運賃額の表示が変わる対キロ制運賃等の車内運賃表示器への運賃額の表示については、1円単位運賃の表示を省略することができるものとする。
- (6) 上限運賃・料金の変更認可に当たっては、次回の消費税率引上げに伴う運賃改定の際に、当該認可する改定上限運賃・料金の算出時における端数処理前の値(1銭単位(単位未満の端数を四捨五入により処理する。))を基礎として新たな改定上限運賃を算出できるものとし、その旨を認可書に付記することとする。
- (7)上限運賃・料金の変更認可に当たっては、3. (1)の改定上限運賃・料金の算出の際に消費税抜きによる方法(3. (1)①イ.又はエ.、②イ.及び(4)②)を選択しなかった事業者については、次回の消費税率引上げに伴う運賃改定の際に、現行上限運賃から5%の消費税分を控除した税抜き現行上限運賃を基礎として新たな改定上限運賃額を算出できるものとし、その旨を認可書に付記することとする。
- (8) 普通運賃の現行上限運賃の最高額が170円以下であるため、端数処理の結果、 当該上限運賃を据え置かざるを得ない事業者であって、平成25年12月10日ま でに、その旨の届出(様式3参照)を行った場合には、次回の消費税率引上げに伴

う運賃改定の際に、現行上限運賃から5%の消費税分を控除した税抜き現行上限運賃を基礎として新たな改定上限運賃額を算出できるものとする。

# Ⅲ. その他

各種手数料(旅客の都合による運賃・料金の払戻しに係るもの等)について、消費税率引上げに伴う改定を行う場合には、当該手数料の現行額に108/105を乗じた新たな手数料の額を算出(10円未満の端数は四捨五入により処理する。)し、当該新たな手数料の額について運送約款の変更認可を受けるものとする。なお、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款(昭和62年運輸省告示第49号、以下「標準約款」という。)に金額が規定されている手数料については、標準約款の一部改正により所要の改定を行う予定である。